輸第10437号	副産りん酸肥料	38骨コツ	東林マテリアル有限会社	東京都足立区梅田二丁目15番14―601号
輸第10442号	副産複合肥料	副産複合肥料８号	住友商事株式会社	東京都中央区晴海１丁目８番11号
輸第10443号	家庭園芸用複合肥料	プロミック錠剤肥料８―12―10(C)	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号

有効期間が平成30年６月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
輸第5085号	過りん酸石灰	過りん酸石灰１号	三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目２番１号
輸第5088号	過りん酸石灰	16.0過りん酸石灰	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号

有効期間が平成30年６月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第79911号	過りん酸石灰	20.5粒状過りん酸石灰	ゆたか化学株式会社	茨城県結城市大字矢畑字若宮545番地
輸第10444号	硫酸アンモニア	硫酸アンモニア１号	住友商事株式会社	東京都中央区晴海１丁目８番11号
輸第10445号	熔成りん肥	20.0熔成りん肥	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第10446号	熔成りん肥	20.0粒状熔成りん肥	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第10447号	魚かす粉末	リッチボーン4205号	株式会社ジャパン・アグリビジネス	埼玉県さいたま市岩槻区大字平林寺231番地２
輸第10448号	化成肥料	化成肥料Ｓ208	シーアイマテックス株式会社	東京都中央区京橋一丁目18番１号
輸第10450号	硫酸苦土肥料	だいだらぼうＭＧ	マドラウイング株式会社	茨城県水戸市鯉淵町4212番地の60
輸第10451号	ほう酸塩肥料	ほう酸塩肥料ＷＢ―36	谷商株式会社	兵庫県神戸市中央区海岸通４丁目３番13号ポートビル609号室

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように肥料の名称又は生産業者の名称若しくは住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十二月十八日　　農林水産大臣　郡司　彰

１　肥料の名称の変更

登録番号　生第86894号

変更前　汚泥チップ堆肥

変更後　汚泥籾殻堆肥

２　生産業者の名称又は住所の変更

登録番号　生第81554号、84066号

変更前　福知山市　京都府福知山市字内記13番地の１

変更後　福知山市ガス水道部　京都府福知山市堀（水内）945番地

○農林水産省告示第二千六百四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十二月十八日　　農林水産大臣　郡司　彰

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第74819号	配合肥料	くみあい草地ＮＰ260号	くみあい肥料株式会社	岩手県花巻市二枚橋第５地割146番地
生第80001号	配合肥料	あしろそば肥料	くみあい肥料株式会社	岩手県花巻市二枚橋第５地割146番地
生第85112号	配合肥料	麦専用	くみあい肥料株式会社	岩手県花巻市二枚橋第５地割146番地
生第80351号	混合汚泥肥料	混合汚泥	所沢市	埼玉県所沢市並木一丁目１番地の１
生第80355号	汚泥発酵肥料	所沢市汚泥コンポスト	所沢市	埼玉県所沢市並木一丁目１番地の１
輸第11801号	副産りん酸肥料	ＣＧ骨りん	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第10416号	くえん酸加里肥料	粒状ケイ酸カリ	有限会社栄日交流商会	富山県富山市中川原新町274番地７
生第84477号	汚泥発酵肥料	スーパー近江	植村正仁	滋賀県蒲生郡日野町大字鎌掛2503番地

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　保安林の所在場所　北海道沙流郡平取町字幌呂五二の二（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

１　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

２　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　北海道阿寒郡鶴居村字幌呂五二五の二（次の図に示す部分に限る。）、字幌呂原野第一基北二線二五の二

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

１　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

２　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三　(一)　保安林の所在場所　北海道富良野市字山部五八二の二（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備